

河川法第55条 許可申請(河川占用を伴わないもの)添付書類の作成について

(1) 申請書

- 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 変更申請の場合は、変更内容を新(黒字)・旧(赤字)対照書きする。

(2) 位置図

当該行為をしようとする場所を縮尺1/1,500～1/10,000の地形図に赤色で記入する。(住宅地図可)

(3) 実測平面図(現況・計画)

- 縮尺1/100～1/500で内容を表示するのに適切なものとする。三角スケールで確認できる縮尺にする。
- 行為区域や周辺地域の地形が分かるよう記載し、掘削・切土(黄色)・盛土(緑色)・構造物を色分けするなど行為の内容と範囲が読み取れるよう明示する。
- 河川区域線に加えて、河川区域線から5mと20m離れた河川保全区域線を青線で明示し、許可を受ける範囲を赤線で囲む。
- 方位、河川の流向を明示する。

(4) 縦横断面図(現況・計画)

- **横断図**
 - ・縮尺1/50～1/200程度で内容を表示するのに適切なものとする。三角スケールで確認できる縮尺にする。
 - ・河川との位置関係、行為区域や周辺地域の地形が分かるよう記載し、掘削・切土(黄色)・盛土(緑色)・構造物を色分けするなど行為の内容と範囲が読み取れるよう明示する。平面図の断面線と整合を取ること。
 - ・原則として、河川の上流側から下流方向を見た状態で記載する。
 - ・河底、護岸及び民地高を明示する。
 - ・河川区域線より5mと20mに河川保全区域線を青線で明示し、許可を受ける範囲を赤線で明示する。
- **縦断図** … 別途個別に協議する。

(5) 求積図

- 河川保全区域内の行為区域の面積を求積する。
ただし裏面の「許可を要しない軽易な行為」に該当する分を除く。
- 縮尺は1/100～1/500とし、面積求積線及びその数値を記入した図面とする。

(6) カラー写真

- 河川との位置関係がわかるもの数枚。番号を振り、平面図にはその番号と撮影方向を矢印で記入する。
- 河川の流向及び行為範囲を赤で書き入れる。

(7) 工程表

(8) 損害賠償責任負担請書

(9) 公団、登記事項証明書、契約書の写し、行為に対する承諾書等

申請地で当該行為を行うことについて、申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分にあることを示す書類。ただし、土地所有者が複数名いる場合は一覧表を作成する。

(10) その他(必要に応じて添付する書類)

- 委任状(申請者(法人)と、申請手続きを行う方(法人)が異なる場合に必要。様式は任意。)
- 当該行為に関し、他の行政庁の許可認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面(関係他法令一覧等)
- 施工計画書
- 防災計画書
- 土量計算書
- その他県民センター長が必要と認める図書

※図面には、縮尺、作成年月日、作成者氏名(又は法人名)を表示してください。

<手続きの流れ>

- 1** 正本1部、副本1部を作成の上、宝塚土木事務所管理第2課に提出する。
- 2** 管理第2課にて受付のあと、技術審査を行い、所内決裁のうえ許可をする。
(受付から許可までの標準処理期間は、休日や補正の日を除いて28日です。)

河川保全区域における行為の制限の許可（河川法第55条）

（1）意義

河川保全区域において、盛土や切土、掘削することで土地の形状を変更する行為、又は、工作物の新築又は改築などを行うときに必要となる許可手続きです。

建築物の解体（基礎等撤去により堀削を伴うもの）や、ボーリング土質調査による堀削も許可の対象です。

（2）要件

河川管理者が指定した河川保全区域のすべての土地に適用されます。（河川保全区域内の道路に管類を敷設する行為も本条の適用を受けます。）

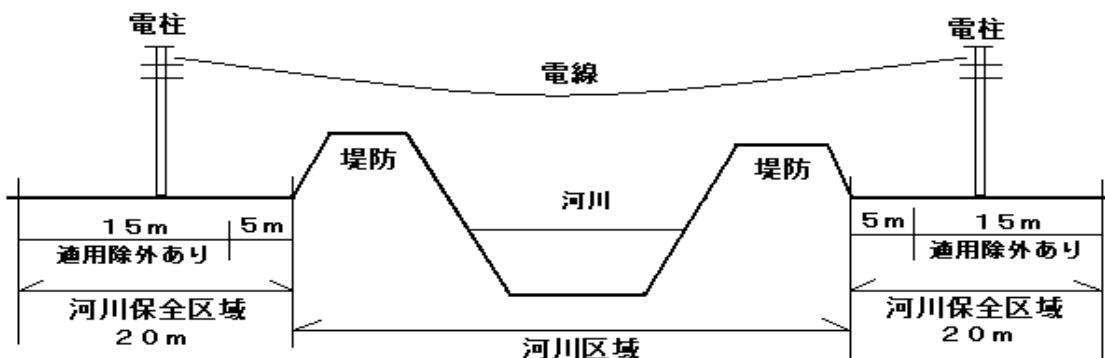
（3）河川保全区域とは

河川管理施設（特に堤防）は、河川の流水によって生ずる災害の発生を防止するために重要な機能を果たしています。その機能を保全するため、河川管理施設に影響を及ぼすおそれがある行為を一定の範囲で制限することを目的として、河川管理者が指定した区域です。

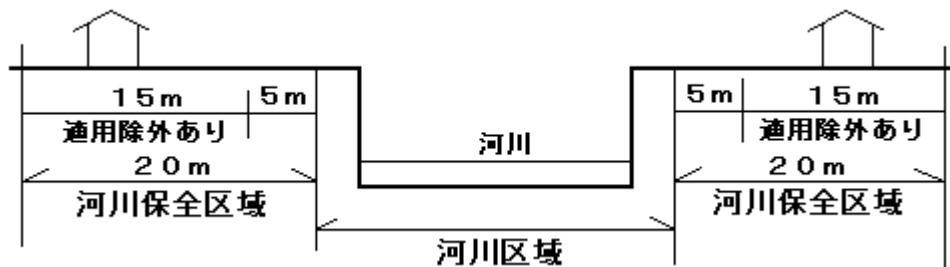
一般的に、堤防や護岸が設置されていない箇所の河川保全区域は幅員40mです。河川保全区域が設定されていない河川もあります。

調査対象地における河川保全区域の該当の有無については、管理第2課までお問い合わせください。

＜堤防がある場合＞



＜掘込河道の場合（市街地に多く見られるタイプ）＞



（4）許可を要しない軽易な行為（政令第34条参照）

許可を要しない軽易な行為とは、次の①から⑤までに掲げる行為で河川管理施設から5m以上離れたところで行うものをいいます。

① 耕耘（5m以内でも可）

② 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土（構造物の設置を伴わないもの）

ただし、堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものは許可が必要となります。（これは、そのような盛土は、堤防と盛土の間に水が溜まり堤防の安全性を害するおそれがあるため、軽易な行為とみなしません。）

③ 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削又は切土（一旦掘って埋め戻す行為も「掘削」です）

④ 堤内の土地における工作物の新築又は改築

ただし、堤防の構造計算の基礎となった地盤に大きな変化を来すおそれのあるコンクリート造、石造、レンガ造等の堅固なもの及び水が浸透するおそれのある貯水池・水槽、井戸、水路等は許可が必要となります。

⑤ その他河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為。